

令和7年5月16日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第194号の概要

(経済産業省企業活動基本調査の変更)

1. 経済産業省企業活動基本調査の概要（現行計画）

調査の目的

企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得る。

調査の概要

調査対象	次の産業に属する事業所を有する企業のうち、従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額3千万円以上のもの 「鉱業、採石業、砂利採取業」 「製造業」 「電気・ガス・熱供給・水道業」(★) 「情報通信業」(★) 「卸売業、小売業」 「金融業、保険業」(★) 「不動産業、物品賃貸業」(★) 「学術研究、専門・技術サービス業」(★) 「宿泊業、飲食サービス業」(★) 「生活関連サービス業、娯楽業」(★) 「教育、学習支援業」(★) 「サービス業（他に分類されないもの）」(★) (★は一部の産業のみ対象)		
報告者数	約45,000企業 (全数)	調査系統	経済産業省 - 調査実施事業者 - 報告者 (郵送又はオンライン)
周期等	調査周期：毎年 基準となる期日：原則6月1日現在 (経理項目については、最近決算期末時点) 実施期間：5月中旬～6月下旬	公表	速報：調査実施期間終了後7か月後の月末まで 確報：調査実施期間終了後12か月後の月末まで

利活用状況

- ① 経済産業省施策等の企画・立案のための基礎資料
 - ◆ 法人税・地方税の検証分析、既存施策の評価検証等に活用
 - ◆ 「ものづくり白書」、「通商白書」、「中小企業白書」等の各種白書において利用
- ② 他省庁・地方公共団体施策の実証分析、研究機関等の調査研究等のための基礎資料
 - ◆ 「年次経済財政報告」（内閣府）の作成、設備投資等の企業行動や財務状況の分析等

変更の概要

令和8年調査から、経済産業省企業活動基本調査に海外事業活動基本調査（経済産業省の一般統計調査）を統合

現行計画

経済産業省企業活動基本調査

従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額が3千万円以上の企業（一部産業）の企業活動の実態を把握

移行

海外事業活動基本調査（現地法人調査票）

対象企業（海外に現地法人を有し、金融業、保険業等以外の日本企業（本社））が一定規模以上出資する外国法人（※）の状況を把握

※ 以下の外国法人

- ・日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社）
- ・日本側出資比率合計が50%超の子会社が50%超の出資を行っている外国法人（孫会社）
- ・日本側親会社の出資と日本側出資比率合計が50%超の子会社の出資の合計が50%超の外国法人（孫会社）

統合

変更後

経済産業省企業活動基本調査

本社企業調査票

上記から変更なし

海外現地法人調査票

企活調査対象企業が20%以上の議決権を有する又は議決権が15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる外国法人（※）の状況を把握

※ 企活調査の調査事項「子会社・関連会社の数」における「子会社・関連会社」の定義に統一

2. 主な変更内容（1） -調査事項の追加、基準となる期日、調査票の提出期限の変更

- 企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、海外展開を含めた日本企業の活動の実態を捉えることを目的として、令和8年調査から、**報告者（企業）が一定規模以上の議決権を有する海外現地法人の活動実態に関する調査事項を追加** ※併せて集計事項にも反映
- 経済構造実態調査等との同時実施のため**基準となる期日を「調査実施年の6月1日現在」として**いたところ、単独実施とするため従来の「**調査実施年の3月31日現在**」に変更
- 現地法人調査票を追加したことによる報告者負担の増加を考慮し、**調査票の提出期限を6月下旬から7月中旬に後ろ倒し** ※公表期日は従来の期日を維持

変更後の調査票の構成（案）



調査票	調査事項
本社企業調査票 (現行調査票)	本社企業の概要、活動実態に関する調査事項 企業の名称、所在地及び法人番号、資本金額又は出資金額、企業の設立形態及び設立時期、最近決算期間の組織再編行為の状況、企業の決算月、事業組織及び従業員数、親会社、子会社・関連会社の状況、資産・負債及び純資産並びに投資、事業内容、取引状況、事業の外部委託の状況、研究開発、能力開発、技術の所有及び取引状況、企業経営の方向
今回追加 海外現地法人調査票（※）	企業が保有する海外現地法人の概要、活動実態に関する調査事項 海外現地法人の概要、出資状況、操業状況、解散、撤退、出資比率の低下の時期、雇用の状況、事業活動の状況、費用、収益・利益処分、研究開発の状況、設備投資の状況

※ 海外に所在する法人であって、調査対象企業が20%以上の議決権を有する又は議決権が15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を指す。

2. 主な変更内容（2） -調査方法の変更

変更の概要

令和8年調査から、①**企業調査支援事業**（※）の活用、②**科学技術研究調査**（総務省の基幹統計調査）及び**経済構造実態調査**（総務省・経済産業省の基幹統計調査）からのデータ移送を取りやめ

※（独）統計センターにおいて、経済統計への影響度が高い主要企業ごとに配置した専任担当者が、政府統計オンラインサポートシステムを通じ企業情報を経常的に把握し、統計調査の回答を支援サポートするもの。

① 企業調査支援事業の活用の取りやめ

現行計画：郵送、オンライン（e-Survey、政府統計オンラインサポートシステム）



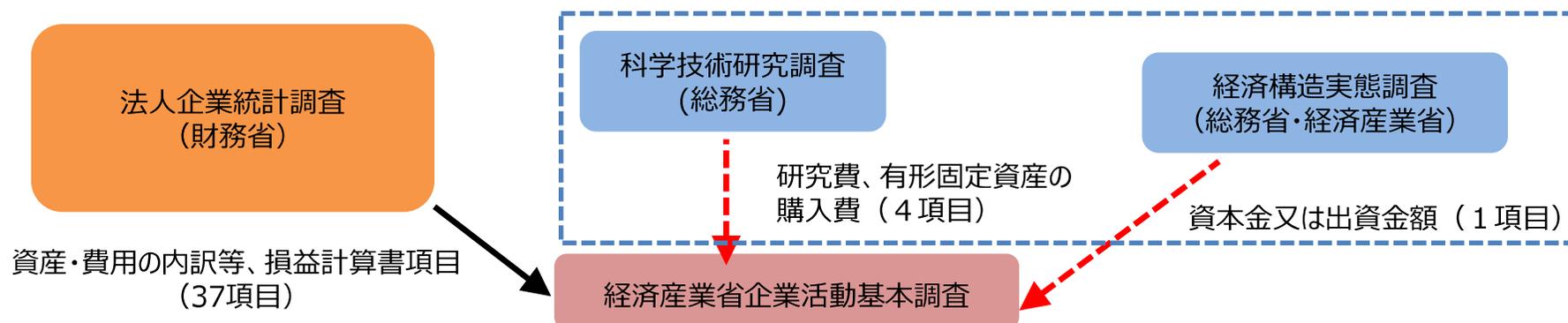
経済統計への影響が大きい上場企業については、企業調査支援事業の対象

変更後：郵送、オンライン（e-Survey）

本調査独自のサポート体制を構築することにより、全ての企業を対象に報告者の回答支援を実施

② 科学技術研究調査及び経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

現在、データ移送後に実施している報告者への疑義照会を、調査票回収後なるべく早期に実施するため、移送項目数が少なく、報告者負担もそれほど大きくないと考えられる、2調査からのデータ移送を取りやめ



3. 前回答申（令和5年3月）時の「今後の課題」への対応状況①

課題1 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底

調査票の設計に当たり、各調査事項の回答対象者をあらかじめ一覧表にするなどによって明確にするとともに、調査票を変更する場合には、事前に第三者に模擬的に回答してもらう等により、回答負担や答えにくい箇所の有無を含め、回答フローの確認を十分に行うこと。

対応状況

- 令和5年度に、各調査事項の回答対象者及び回答状況ごとに要回答となる調査事項を整理した一覧表を作成。令和7年調査以降、個票データの審査及び疑義照会において活用するほか、調査票を変更する際の回答フローの確認に活用
- 調査対象企業に対し、本調査の回答フローについて調査対象企業を対象としたヒアリングや、回答状況の分析を実施。これらの結果及び有識者からの意見を踏まえ、令和7年調査から、調査票の注意書き等を変更（⇒課題3参照）

課題2 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進

回答負担を軽減し、かつエラーを防止する観点から、電子調査票の機能の改善に不断に取り組むとともに、オンライン回答率の更なる向上を図ること。

対応状況

- 調査対象企業に対しヒアリングを実施し、オンライン調査の改善点等について整理・検証を行うとともに、有識者から意見を聴取
- 上記結果を踏まえ、令和6年調査では、重複する調査事項の回答の自動表示機能、回答内容に応じた一部の業種分類番号の自動表示機能を実装し、電子調査票の利便性向上を図った。
- 令和7年調査では、疑義照会の審査基準に合わせたエラーチェック機能を実装

3. 前回答申（令和5年3月）時の「今後の課題」への対応状況②

課題3 調査事項の見直し

「国際取引の有無」について、令和6年以降に実施する調査に向けて、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うこと。

また、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項については、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを中長期的に検討すること。

対応状況

- 調査対象企業へのヒアリングでは、回答フローに違和感があると回答した企業は少なかったものの、現行の注意書きは見落としやすいとの意見があったことから、令和7年調査から、注意書きを回答欄の前に移動（図1）
- また、調査対象企業からの意見等を踏まえ、令和7年調査から
 - 調査票冒頭の説明文に、金額・数量に係る回答方法やプレプリントの扱いを追記（図2）
 - 回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項のうち、「有期雇用者（1か月以上）（就業換算）」について、令和6年調査から、標準的な計算例で算出困難な場合の計算例を「記入のしかた」に追加
- 今後、毎年の回答に変動が少ない項目（消費税の取扱いなど）についてプレプリントを導入できないかなどについて、引き続き検討

図1 「国際取引の有無」に関する設問における回答指示の改善

6 取引状況

(1) 国際取引の有無

最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

【注】(1)国際取引の有無にかかわらず、(2)の「売上高(0601)」、(3)の「仕入高(モノ)(0609)」は記入してください。

0600	① 国際取引があった【注】 (a~dで該当する記号にすべて○) ⇒	① モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入 ② モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入 ③ モノ以外の取引(受取金額)があった ⇒ (4)の受取金額も記入 ④ モノ以外の取引(支払金額)があった ⇒ (4)の支払金額も記入
	② 国際取引はなかった【注】	

移動

図2 調査票冒頭の説明文の拡充

・この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
・この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
・調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票の記入のしかた」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
・調査の期日は 年6月1日現在です。記入内容は最近決算期の数値によって記入してください。
なお、決算期変更の場合は、「調査票の記入のしかた」を参照してください。

・記入すべき金額や数量がない場合は空欄とし、四捨五入して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。
・あらかじめ印字されている(プレプリント)項目がある場合は確認の上変更があれば修正してください。

追加